

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年4月8日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和4年度第1回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和4年4月8日（金）午後1時30分から午後2時40分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について

2 農業委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鈴木 一男	3番 前田 洋一	4番 相馬 安伸
5番 眞弓 一保	6番 青木 積	7番 東 慶子
8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏	

(2) 欠席委員（1人）

2番 上田 誠也

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（8人）

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介	

(2) 欠席委員（1人）

7番 高木 浩義

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和4年度第1回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしている
いただきますようお願いします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中8名
出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会
議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

- ◎会 長 <あいさつ>
お忙しい中ご出席ありがとうございます。
人・農地プランの法定化により、座談会等で活動が増えることと思いますが、
よろしくお願いします。
本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく
農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

- 事務局 ありがとうございます。
会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長とな
り、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくお願いします。

- ◎議 長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定
に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事
録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいで
しょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に8番 大竹委員、9番 田村委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主事を指名します。
以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書2ページの議案第1号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：戸次字屋敷廻250番1

地目：畑

転用面積：189㎡

転用目的は、資材置場です。

権利は、所有権移転です。

この議案につきましては、現地調査を3月31日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第二種農地です。

（10ha以上の広がりがない農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は北側に白川、その他周辺を宅地に囲まれた10ha以上の広がりがない小集団の農地で第2種農地であり、代替性の検討もされております。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番推進員 議案第1号の番号1について、1番推進員が説明します。
建築会社を営む個人で、自宅近くを資材置場として転用し、建築現場までの資材運送を効率化することを計画されています。雨水は敷地内浸透計画をされており周辺に農地もなく、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆9番委員 建築会社ですか？

■事務局 建築会社の会社員です。そこから直接現場へ資材を運搬するためのものです。

◎議長 他にありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号 番号2を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案第1号 番号2について説明します。
議案書は2ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字新町1511番2 外2筆
地 目：田
転用面積：合計6,082㎡
転用目的は宅地分譲です。
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を3月31日(木)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P10をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第2種農地と判断しました。
(10ha以上の広がりがない農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は、北側は県道熊本菊陽線が通っており、市街化区域にも近く10ha以上の広がりがない小集団の農地で第2種農地であり、代替性の検討もされております。
当該地域には都市計画上の地区計画が策定されており、土地造成のみの宅地分譲による申請も可能です。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

- ◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。
- ◆9番推進員 議案第1号の番号2について、9番推進員が説明します。
本申請は、市街化区域に近い区域で農地の広がりもなく、現在は耕作もされておらず刈り払い管理を行われている農地です。排水対策として計画区域内に調整池を整備される計画で、おおきく土地改良区からの意見書も徴取されており周辺農地への影響もなく、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方をお願いします。
- ◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？
- ◆9番委員 排水のやり方が違うのですか？
- 事務局 7ページをご覧ください。青い箇所が調整池です。
- ◆6番推進員 土地が低いのでかなり高くしないと水が流れ込むのではないのでしょうか。
- 事務局長 50年に一度の大雨にも耐えられる設計で、基準・計画に合致しています。
- ◆9番推進員 堰ができていますため流れ込まないです。

◎議 長

他にありませんか？ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号 番号3を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案第1号 番号3について説明します。
議案書は2ページから3ページです。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：久保田字前田1312番1 外3筆
地 目：田
転用面積：合計2,682㎡
転用目的は特定建築条件付き売買予定地です。
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を3月31日(木)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP11～P15をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。
(10ha以上の広がりがある農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は、10ha以上の広がりがある集団の農地で第1種農地であり、原則転用は不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆3番推進員 議案第1号の番号2について、3番推進員が説明します。
本申請は、所有権移転により分譲地を整備する案件です。申請地西側には農地がありますが、敷地内での排水対策も計画されており、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方をお願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆9番委員 「特定建築条件付き」とはなんでしょうか。

■事務局 宅地造成のみはできませんが、宅地造成+建築というものです。
期限を定め、その期限内に完了しない場合は申請者の責任で建築まで行うこととなっています。

◎議 長 他にありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和4年3月28日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書のP4からP8をご覧ください。

利用権設定が10件です。

また、議案書のP9からP10をご覧ください。
所有権移転が3件です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、
経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件
を満たしているものであります。
以上で説明をおわります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認を
お願いします。

◆9番委員 資料4ページ、2番の借受人は、認定農家ですか？

■事務局 はい。熊本市の認定農家で、町内でも多くを借りて耕作されています。
ほか、9番の法人は農地所有適格法人であり、大津町の認定農家です。
10番の借受人も阿蘇市の認定農家です。
記載されている経営面積は阿蘇市での耕作面積で、町内での借受は今回が初
めてになります。

よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についての
意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書の11ページをお願いします。「農地法第5条
第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数
は4件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議 長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書の12ページをお願いします。「許可不要転用届出について」でございます。
番号1について、申請内容は、■■■■■■■■■■が転用者で、転用目的は工事搬入路及び铁塔工事用地への一時転用でございます。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
以上です。

◎議 長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

■事務局 補足です。一時転用は1年契約です。その後、必ず農地に戻すこととなっています。

◆9番委員 その後に、農業委員が確認するのですか。

■事務局 農地に戻した後に、写真を添付して完了報告を出してもらいます。

■事務局長 次回から、今回のようなケースも現地の写真を添付してください。

◎議 長 他にありませんか？

－ 特に発言無し －

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時40分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年4月8日

会長

議事録署名人

議事録署名人